

# ○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会いばらき消防指令センター施設見学要領

〔平成 28 年 4 月 8 日〕  
〔茨指運協第 30 号〕

## (目的)

第 1 条 この要領は、消防指令業務に対する一層の理解と協力を得るため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成 27 年協議会規程第 1 号。以下「規程」という。）第 2 条に規定するいばらき消防指令センター（以下「指令センター」という。）の施設の見学（以下「施設見学」という。）をさせることについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (施設見学の対象者)

第 2 条 施設見学をすることができる者は、次の各号に掲げる者で、施設見学の目的が第 1 条に掲げる目的に合致するとセンター長（規程第 3 条第 1 項に規定するセンター長をいう。以下同じ。）が認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の職員
- (2) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に在学する者で、授業の一環として教職員に引率されたもの
- (4) 消防指令業務に関連する業務を行う法人、団体等に属する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センター長が必要があると認める者

## (施設見学日時)

第 3 条 施設見学をすることができる日時は、次の各号に掲げる日を除いた日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要があると認めるときは、前項に規定する日時以外の日に施設見学をすることができる。

## (施設見学の範囲)

第 4 条 施設見学は、消防指令業務の遂行上支障のない範囲で行うものとする。

## (施設見学の申請)

第 5 条 施設見学を希望する者は、施設見学をしようとする日の 7 日前までに、施設見学申請書（様式第 1 号）をセンター長に提出しなければならない。

## (施設見学の許可)

第 6 条 センター長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者に対し施設見学の許可をするものとする。

2 センター長は、前項の規定による施設見学の許可に条件を付することができる。

3 センター長は、施設見学の許可をしたときは、施設見学受付簿（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

（遵守事項）

第7条 施設見学の許可を受けた者（以下「見学者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指令センターの施設、設備、展示品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (2) 見学場所以外には立ち入らないこと。
- (3) 指定場所以外での飲食をしないこと。
- (4) 危険な物品の携帯又は動物を伴わないこと。ただし、身体に障害を有する者が、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。
- (5) 指令センターの職員、他の見学者等に危害又は迷惑を与えないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指令センターの職員が指示する事項に従うこと。

（許可の取消し等）

第8条 センター長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設見学の許可の取消しをするとともに、施設見学の中止又は退場をすることができる。

- (1) 見学者が偽りその他不正な方法により許可を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 見学者が前条の遵守事項に反する行為を行ったとき。
- (3) 消防指令業務の遂行に支障が生じると認めるとき。

（損害賠償）

第9条 見学者は、施設、設備、展示品等の滅失又はき損をしたときは、損害額を賠償しなければならない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、施設見学について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。